

飛驒法人会だより

No.201
2015

平成27年4月20日 第201号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp FAX 0577-33-1093

春

目次



- 「感謝！感謝！」……高山税務署長 包原智幸 …………… 2～ 3
- 税務署からのお知らせ …………… 4～11
 - ・ 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要
 - ・ 平成27年度 税制改正(案)のポイント
- 休憩室……新緑の季節！ 出かけましょう！ …………… 12～13
- 事業所訪問……高山電材株式会社 …………… 14～15
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース) …………… 16～17
- 県下法人会運営研究会 …………… 18
- 東海法人会連合会大会 …………… 19
- 青年部会・女性部会だより…………… 20～21
- 読者の窓 …………… 23
- 事務局だより・編集後記…………… 24



— 4月26日に「道の駅はなもも」にて開催される「はなももまつり」— 下呂市小坂町赤沼田



「感謝！感謝！」

高山税務署長 包原 智幸

この約1年間を振り返りますと、飛驒法人会の皆さまには「感謝!感謝!」の言葉しか思い当たりません。

第一に、租税教育に対する積極的な取り組みに感謝です。ここ飛驒地区はもともと租税教育には相当な力を注いでいらっしゃる地域であり、平成3年9月に設立された飛驒地区租税教育推進協議会は、全国で最初にできました由緒ある会でもございます。そして、この協議会では、設立当初から税務署や県・市が中心となり飛驒地区の小中学校等に対し租税教室を開催してまいりました。しかしながら、今から10年程前の平成18年度では、全小中高校合計70校のうち租税教室を開催していただいたのは56校であり、開催割合は80%でした。私たちとしては更なる飛躍を考えていたわけですが、知恵もマンパワーもありません。そんな時、飛驒法人会の皆さまから、社会貢献事業の一環として租税教育事業の推進に取り組みましょうというお声をいただきました。そして、平成20年度から飛驒法人会の皆さまに実際に租税教室の講師を担当していただいたわけですが、飛驒法人会の皆さまの凄さはここから始まりました。当初は飛驒法人会の担当件数は2校でありましたが、平成26年度ではなんと17校をご担当いただいております(税務署よりも多いです。ご尽力に感謝します)。この背景には、平成22年12月に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」の中で、「租税教育の充実」と題して「租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要がある」との一節が明記されています。そして、全国法人会連合会が中心となり、全国でこの租税教

育の推進が精力的に進められたものと認識しています。このような全国的な動きの中にあつて、飛驒法人会の皆さまは真に全国をリードしてこられたと言つても過言ではないと思つています。なぜかと申しますと、飛驒地区の小中高校に対する租税教室開催割合が、平成26年度とうとう100%を達成することができました。つまり、小中高校全校で実施できたということでもあります。これは凄いことです。実は、私が着任した昨年夏の時には本年度の開催予定は100%ではありませんでした。それを飛驒法人会の皆さまのネットワークとご尽力により、見事100%を達成することができたわけでもあります。詳細なデータはありませんが、おそらく全国で100%租税教室を開催している地区は飛驒地区だけでありまして、この地区の租税教育をリードしてくれている飛驒法人会の皆さまは、私の認識では全国で一番頑張つていただいている団体ではないかと思つており、「感謝!感謝!」であります。そういう意味でこれからもこの地域の租税教育リーダーとして邁進していただくことを切に祈つております。

第二の感謝ですが、「こころのひだ」という言葉をご存知でしょうか。これは漢字で書くと「心の襷」となります。意味を調べると、「幾重にも積み重なつた思い出のかけら」という素敵な表現になります。私は、この言葉を「こころの飛驒」に掛け合わせて使わせていただこうと思つています。つまり、「幾重にも積み重なつた飛驒の思い出のかけら」となります。この1年間、飛驒法人会の皆さまと色々な行事でご一緒させていただき、たくさんの思い出ができました。

まず、強烈な印象として残つていゝのは、女性部会新春かくし芸大会ではなくて、新春税務研修会であります。ところが、昼間の税務研修は全く覚えていないほど晩さん会の印象が強く、あの

スーパーレディーの皆さまのパワーには感服いたしました。毎年恒例のチャリティーバザーでは、私もとても素敵なシャンパンをゲットでき、大変満足することができました。この時の情景をもっとも紙面いっぱい描きたいわけですが、これ以上描きますと女性部の皆さまからクレームが届きますので残念ではありますがこの辺りにしておきます。とにかく女性部の皆さまの温かくて、優しく、熱心な会活動に対し、「感謝!感謝!」であります。今後とも、今の勢いで健康で輝き続けていただきたいと思っています。

次に、勉強熱心な青年部の皆さまに「感謝!」であります。昨年秋、税を考える週間行事の一環として税務研修会を開いていただきました。その時、ちょっとお時間を頂戴し私から話をさせていただきました。そしてその後の夕食会の中で皆さまと経営に関するいろいろな議論をしました。皆さまの眼は真に生き生きとしており、青年実業家として頑張っている感じがヒシヒシと伝わりました。私は経営をやったことがなく、良いアドバイスなどできるわけがありませんが、税務経験の中で学んできたことをベースに皆さまと真摯に議論ができたと思っています。青年部の皆さまは本当に熱心であり、異業種の皆さまと有意義な情報交換をされているなあと感じました。これからも私どもにお声をかけていただければいつでも税務研修会に出席し、一緒に勉強させていただきたいと考えております。そして、青年部の皆さま方にはいつか親会を背負っていただくよう切に祈っております。

最後に、私がこの飛騨高山で学んだことを書きまして「感謝!感謝!」のまとめとさせていただきたいと思います。

この約1年間、飛騨でいろいろな経験をさせていただきました。

夏に発生した豪雨の時、さらには12月に発生した大雪の時には、地域行政の皆さまと情報共有させていただき、署としても相談事務への対応についての的確に準備を進めました。

地方とか国とかではなく、東北の災害を考えますと自然の力の前では、本当に一致団結して災害対応に取り組んでいかないといけないなということを学びました。夏の豪雨、冬の大雪に対する復旧

作業に関して、地域に密着した飛騨法人会の皆さま方がいたところで活動をされたと伺っており、あらためて敬意を表する次第であります。署としてできることは少ないかわかりませんが、これからも行政にできることは何か、非常時にはどのような対応が必要か等、しっかりした準備をしていかなければならないと思っています。

2つ目に、飛騨地区の歴史と文化の深さに触れ、その「美しさ」に感動いたしました。

それは、何と言いましても「高山祭」であります。新春対談の時にも少しお話したのですが、私は初めて高山祭というものを拝見させていただき、各屋台の艶やかさと曳き廻しによる雄姿に、ただただ感動を覚えました。また、宵祭では、昼とは異なる幻想的な空間が目の前に広がり、時間が経つのを忘れて見入ってしまいました。実は私がもう一つこのお祭りで感じたことがありまして、それは、歴史と文化の「継承」という点です。獅子に扮した子供たちや屋台に乗って歌を歌っている小さな子供たちが、楽しそうにしっかり役目を果たしていました。私はこうして飛騨高山の文化が長い間受け継がれてきたのだなああらためて感動し、こうして飛騨高山の歴史を皆さまで作っているということ肌で学べた気がしています。

結びに当たりまして、転勤が決まっているわけではありませんが、年度の区切りとしてごあいさつさせていただきます。

貴法人会は公益社団化にもいち早く取り組まれ、今日ではあらゆる分野で社会貢献活動に邁進されており、あらためて敬意を表する次第です。そして今後将来に向けた更なるお願いですが、この地域の中で公益社団法人飛騨法人会がさらに一層リーダーシップを発揮されることこそ、この地域経済の安定的な発展が生まれるのではないかと考えております。

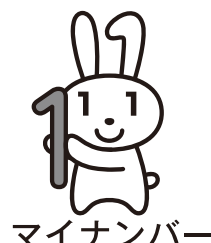
是非とも、各会員企業様の経営が堅調に伸びていかれること、そして、公益法人としての活動を一層充実したものにさせていただくこと、そして、何と言いましても皆さま方が健康で明るい毎日を送られますことをご祈念申し上げ、まとめさせていただきます。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



2 個人番号及び法人番号について

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳細い内容については、7ページをご覧ください。

3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。



この内容は、平成 26 年 11 月末現在の法令に基づいて作成しています。

法定調書に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

(3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

2 社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書				
支払を受ける者 住所(住所又は所在地) 氏名又は名称	東京都千代田区霞が関〇丁目×番地△号			
	個人番号又は法人番号	987654321098		
区分	品目	支払金額	源泉徴収額	
外交員報酬		2400000	98016	
(調書)				
支払者 住所(住所又は所在地) 氏名又は名称	東京都千代田区大手町〇丁目△番地□号			
	個人番号又は法人番号	1234567890123		
電話番号 ①	②			

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※ 「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の 1 マスを空けて、右詰めで記載してください。

(注) 左図は平成26年12月現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

3 社会保障・税番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成 28 年 1 月 1 日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について 3 年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。(例：特定口座年間取引報告書)

4 法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、国税庁ホームページにて順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行の A6 サイズから A5 サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

(1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

(次ページにつづきます。)

特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

法人番号について

1 法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

なお、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません（個人事業者の方には、法人番号は指定されません。）。

2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

（注）設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

3 法人番号の公表

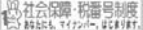
法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。



平成27年度

税制改正(案)のポイント

Chapter
1

法人課税

成長志向に重点を置いた法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、法人課税を成長志向型の構造に変えます。

(1) 法人税率の引下げ(案)

法人税率を、25.5%から**23.9%**に引き下げます。

※27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

参考▶ 国・地方を通じた法人実効税率

27年度改正では、法人事業税(地方税)の所得割の税率(現行:大法人向け7.2%)の引下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は、次のようになります。また、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指します。

	現行	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

※所得割の税率には、地方法人特別税を含みます。

(2) 課税ベースの拡大等(案)

■ 欠損金繰越控除の見直し(案)

欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度(現行:所得の80%)を引き下げます。

	現行	改正案
控除限度 (大法人)	所得の80%	27年4月1日以後に開始する事業年度 → 所得の65% 29年4月1日以後に開始する事業年度 → 所得の50%
再建中の法人の特例	23年度改正法の施行前に再生手続開始の決定等があった法人を対象とした経過措置 所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年後まで)	所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年後まで) ※再上場等の場合、以後の事業年度は対象外。 ※23年度改正の経過措置については、統合して廃止。
新設法人の特例	—	所得の全額(設立から7年後まで) ※上場等の場合、以後の事業年度は対象外。
繰越期間	9年	10年に延長 ※29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金について適用。 ※帳簿書類の保存期間等も10年に延長。

■受取配当等益金不算入制度の見直し(案)

- 支配目的の株式(=持株比率が高い株式)への投資については、経営形態の選択等に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準を引き上げます。
- 支配目的が乏しい株式等(=持株比率が低い株式等)への投資は、他の投資機会との選択を歪めないように、益金不算入割合を引き下げます。

	現行		改正案	
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
益金不算入割合	25%未満	→ 50%	5%以下	→ 20%
	25%以上	→ 100%	5%超 1/3以下	→ 50%
			1/3超	→ 100%
株式投資信託の分配金	分配金の額の1/2又は1/4の額について、50%益金不算入		0%益金不算入(全額益金算入) ※特定株式投資信託の分配金は、20%益金不算入。	

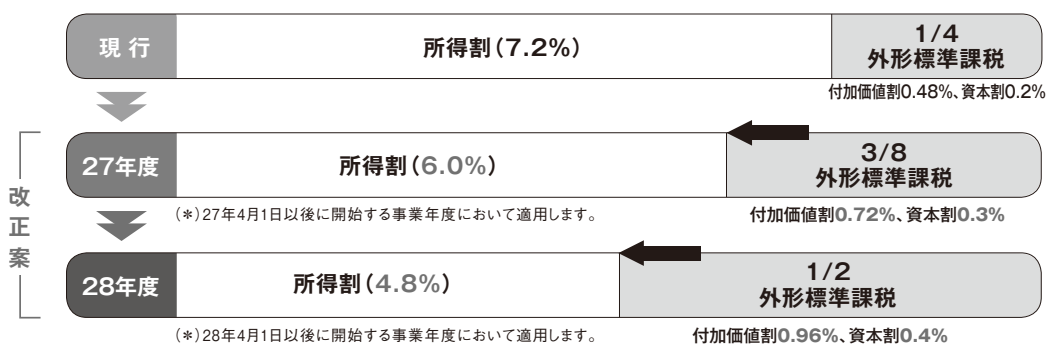
(*)27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

参考▶ 地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等(案)

■外形標準課税の拡大(案)

地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、大法人向けの法人事業税のうち、外形標準課税を拡大します。

これにあわせて、大法人の所得割の税率(現行:7.2%)を引き下げます。(再掲)



■負担変動に対する配慮措置(案)

一定規模以下の法人において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、負担変動に対する配慮措置を講じます(27・28年度)。

■外形標準課税における賃上げへの配慮(案)

法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合には、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入します。

■ 租税特別措置の見直し(案)

● 研究開発税制(総額型)の見直し(案)

控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化(5%)します。(限度超過額の繰越制度は廃止します。)

「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げます。

		現行	改正案
控除限度の総枠		法人税額の30%(26年度末まで、原則20%)	法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	8~10%(中小法人12%)	8~10%(中小法人12%)
	控除限度額	法人税額の30%(26年度末まで、原則20%) ※控除限度超過額は1年間繰越。	法人税額の25% ※控除限度超過額の繰越控除は廃止。
特別試験研究費	範囲	以下の試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 等	・③の委託先に「公益法人等、地方公共団体の機関・地方独立行政法人等」を追加 ・「④中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加
	税額控除率	12%	①:30%、②~④等:20%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内	法人税額の5%(別枠)

(*)27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

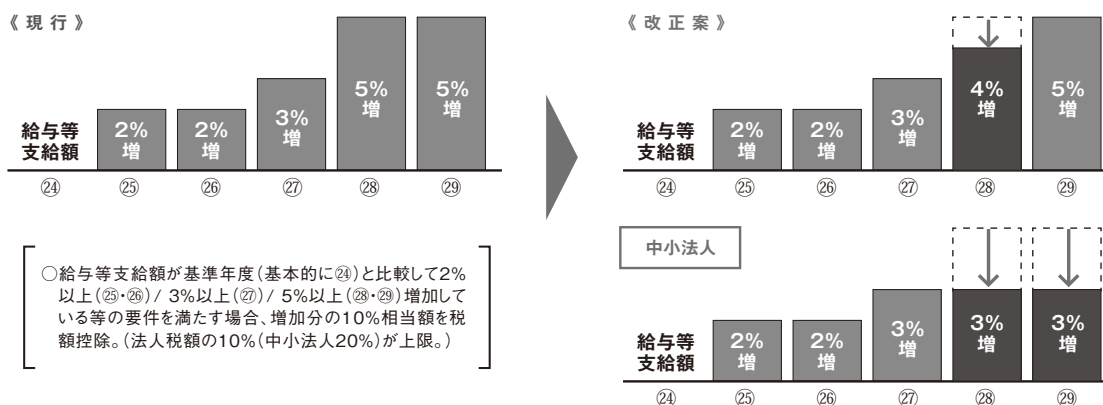
● その他の租税特別措置の見直し(案)

生産等設備投資促進税制を廃止するなどの見直しを行います。

(3) 賃上げへの配慮措置(案)

■ 平成27・28年度において法人税の先行減税(案)を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し

■ 所得拡大促進税制の要件緩和(案)



■ 法人事業税(外形標準課税)における賃上げへの配慮(案)(再掲)

地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により本社機能を東京圏から地方に移転したり、地方において拡充しようとする法人が計画を作成し、地方公共団体がこれを認定する枠組みを前提として、次の措置を創設します。

■特別償却又は税額控除制度の創設(案)

平成30年3月31日までに「計画」について認定を受けた法人が、その計画に沿って、認定の日から2年以内に取得等をした建物等及び構築物で、一定の規模以上のものについて、次の措置を講じます。

- 「**移転型**」：特別償却25% or 税額控除7%（「計画」認定が29年4月1日以後は4%）
- 「**拡充型**」：特別償却15% or 税額控除4%（「計画」認定が29年4月1日以後は2%）

※税額控除額の上限は当期の法人税額の20%

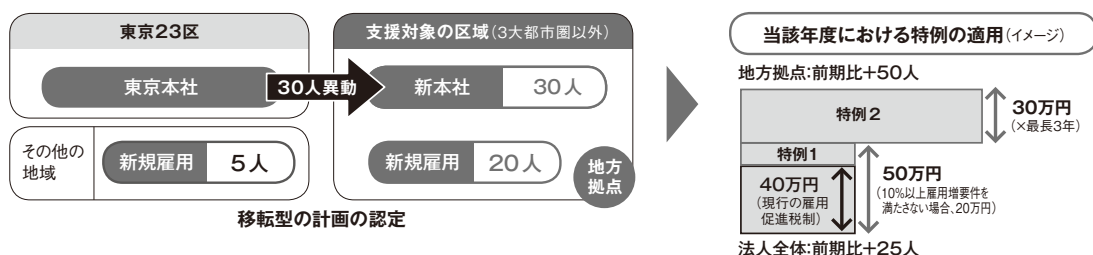
■雇用促進税制の拡充(案)

平成30年3月31日までに「計画」の認定を受けた法人が、雇用促進税制の要件（現行の要件iiを除く）を満たす場合、認定以後3年間、次の雇用促進税制の特例を講じます。

※税額控除額の上限は、現行の雇用促進税制と地方拠点強化税制（投資減税）とを合わせて、当期の法人税額の30%

現行の雇用促進税制	特例1	特例2
「法人全体の前期比雇用増×40万円」の税額控除 要件i：法人全体の前期比雇用増が5人（中小2人）以上 ii：法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 等	当該地方拠点の前期比雇用増（法人全体の前期比雇用増を上限）×50万円（要件iiを満たさない場合、20万円）	移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における計画認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円

《適用例》 「移転型の計画」が認定された年度に、
 ✓東京本社→地方拠点 【30人異動】 ✓新規採用 【地方拠点20人】【その他地域5人】



復興支援

■福島再開投資等準備金制度の創設(案)

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、「避難解除区域等」への帰還を希望する事業者で、事業再開に向けた計画を作成し、福島県知事の認定を受けたものについて、事業再開投資に要する費用の支出に充てるための準備金制度を創設します。

休憩室

「新緑の季節! 出かけましょう!」

NPO法人 萩原スポーツクラブ

広い公園で家族そろって1日楽しめる 「飛驒川公園」

高山市より国道41号線を南下していくと、萩原町上呂の河川敷に大きく広がる公園が見えて来ます。飛驒川河川敷に広がる自然公園「飛驒川公園」です。

「飛驒川公園」は河川敷の公園としては、下呂市で最も広い公園です。市民の憩いの場として多くの人々が利用しており、春から秋の季節、週末ともなると、芝生広場で遊ぶ親子や若者たち、周りのベンチや木陰でランチを楽しむ家族連れなどで賑わっています。また真夏の暑い日には、小さな子供たちが噴水や小川で水遊びに夢中になり遊んでいます。

いよいよ新緑の季節となり、ゴールデンウィークを迎える公園の花壇には、赤・白・黄のチューリップが咲き、新緑の芝生で遊ぶには、最も良い季節です。レンタサイクルや、グラウンド・ゴルフ、テニスの用具貸出もありますので、軽く汗をかくのも良いかもしれません。益田風と呼ばれる河川敷を吹く風は、冬の季節には厳しいものですが、この季節には、心地よい、緑の香りを運んでくれます。



市民の憩いの場 飛驒川公園



グラウンド・ゴルフコース

スポーツ施設としての「飛驒川公園」

こういった憩いの場とともに、スポーツ施設としても多くの利用者がいます。多目的グラウンドはじめ、テニスコート、グラウンド・ゴルフ場があり、さらに公園の周囲は1.3km程あり、絶好の散歩、ウォーキングやランニングのコースで市民のスポーツ活動や健康づくりの場として利用されています。

このグラウンド・ゴルフコースは、日本グラウンド・ゴルフ協会認定コースとなっており、市民はもちろんのこと県外からの利用者もあり、平成26年度は、年間約8,000人の利用者がありました。中には温泉を楽しみながらと、下呂市内に泊まってプレーされる方もたくさんあります。

「飛驒川公園」と「あさぎりスポーツ公園」

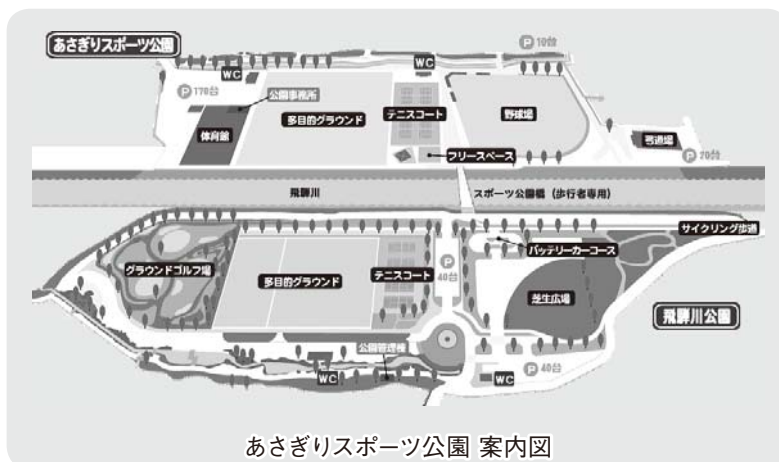
さらに、飛驒川公園と飛驒川を挟んでの対岸にはあさぎりスポーツ公園があります。平成21年度に、この2つの公園を結ぶ歩道橋「スポーツ公園橋」が完成し、この一帯が大きなスポーツコンベンション施設となりました。平成26年5月には、全国グラウンド・ゴルフフェデイス交歓大会の開催会場となるなど、全国規模の大会も開催できる場

所となりました。グラウンド・ゴルフの他にも、テニスコートが両公園合わせて8コート、ソフトボールやサッカーの大会なども開催されており、スポーツツーリズムの拠点施設としても利用できるエリアとなっています。

「飛驒川公園」と NPO法人 萩原スポーツクラブ

最近よく「NPO法人」ということばを聞かれるかと思いますが、この飛驒川公園は、NPO法人萩原スポーツクラブが指定管理者として管理・運営を行っています。日本では、NPO法人は学生の就職先の対象として見なされていませんが、米国では、NPO法人も民間企業と同様に就職先の一つとされています。定年30歳と揶揄する人もいる日本のNPO法人は、確かに、家族を持って働き続けるには不安のあるのが現状となっています。今年になって政府からLM法人という案が出てきました。高齢化と人口減少が進む地方においては、NPO法人やLM法人などの活動が益々必要となり、これらの法人も重要な就職先となると考えられます。

NPO法人の存在や、社会的な役割・価値を、多くの人に認知してもらうことが、近々のNPO



あさぎりスポーツ公園 案内図

法人の抱える大きな問題となっています。こういった問題を解決するために、萩原スポーツクラブとしても、毎月1回の月例グラウンド・ゴルフ大会の開催やこの4月には、「はぎわら桜まつりin飛驒川公園」として、お花見コンサートをはじめ様々なイベントも実施しました。

このようなNPO法人の活動を通じ、みんなの公園はみんなで維持管理することを掲げ、飛驒川公園とあさぎりスポーツ公園に加え、周辺の飛驒川一帯を整備していくことで、市民の憩いの場として、また、下呂市の交流拠点の一つとしたいと思います。それにより、市民の健康づくりや地域の活性化が図れることを期待しています。

●ホームページ <http://ahpark.jp>



事業所訪問

高山電材株式会社

概 要

代表者：代表取締役 杉山 和宏
所在地：本社：高山市冬頭町131-4
金山営業所：下呂市金山町金山2769-1
郡上営業所：郡上市白鳥町中津屋824
各務原営業所：各務原市鵜沼大伊木町2-44
設立：昭和22年8月18日
従業員数：役員3名 正社員38名 パート1名
事業内容：電設資材卸売業

対 談

ききて 初めに会社の生い立ちについてお聞かせください。

社長 昭和22年に祖父を含む3名にて「高山電気商会」を高山市本町にて創業しました。今年で68年になります。

その後、昭和30年に工事部門が分社独立、昭和33年には、高山ナショナル製品販売株式会社と改称し、その後、昭和44年に電設資材卸部門として、現在の「高山電材株式会社」が誕生いたしました。

昭和45年に冬頭町へ社屋を新築移転し、現在に至ります。

ききて 杉山さんで3代目ですね。いつ社長になられたのですか？



会社外観

社長 実は、祖父の後、一度、祖母が会社を継ぎましたので、4代目となります。私は、平成21年2月に社長に就任いたしましたので、現在6年目です。

ききて 長期の会社運営における転機には、どのようなことがあったのでしょうか？

社長 先ほども触れましたが、工事部門の分社独立、松下電器(ナショナル)販売会社となったこと、電設資材からスタートし、通信機器や住設機器など取扱品目が増えたことなどでしょう。

会社の沿革を振り返ると、時代の流れの中でお客様のニーズの変遷と共に会社も変化してきたと感じています。また、高山市を拠点に益田郡金山町(現・下呂市金山町)、郡上郡白鳥町(現・郡上市白鳥町)、各務原市などへ営業所を開設してきたことも各エリアのお客様に対応してきた結果だと思います。

特に、各務原営業所においては、私が社長就任後に開設したこともあり、とても思い入れの深い営業所です。

ききて 各務原営業所開設にあたっての思いとは？

社長 工事量が少なくなり、また、流通の発達に伴って売り上げが下がってきていたところでの売り上げ確保と、交通の便が良くなり、遠方へ仕事に向かう企業や、遠方からの問い合わせ等もあり開設を決意しました。

場所選びにおいては、「お客様のお役に立てる場所」を基準で検討しました。弊社の販売商品は、主に電気工事業者様に卸しています。ですから、業者様の近くに弊社があること。こ

れが重要なポイントで、各務原を選択いたしました。選んでみて気づいたのですが、同業他社の少ないエリアであることがわかりました。つまり、電設資材卸業者が少ない地域が、お客様のお役に立てる地域で、そこは、ライバルの少ない地域であり、営業的にも良い場所であったことはありがたい事でした。

営業所開設に対する思いで申しますと、弊社には、現在、金山町、郡上市、各務原市と3つの営業所がありますが、これらの営業所展開には、企業規模拡大のほかにリスク拡散の目的もあります。電設資材の需要は、一般需要と共に大型プロジェクトによる需要があります。例えば、スキー場開設による需要（郡上営業所）、中部縦貫道開設による需要（郡上営業所、高山本社）、東海環状道開設による需要（各務原営業所）など時期、場所によって変動する需要があり、営業所間の連携が、リスク分散となり、企業を強くしてくれていると考えています。

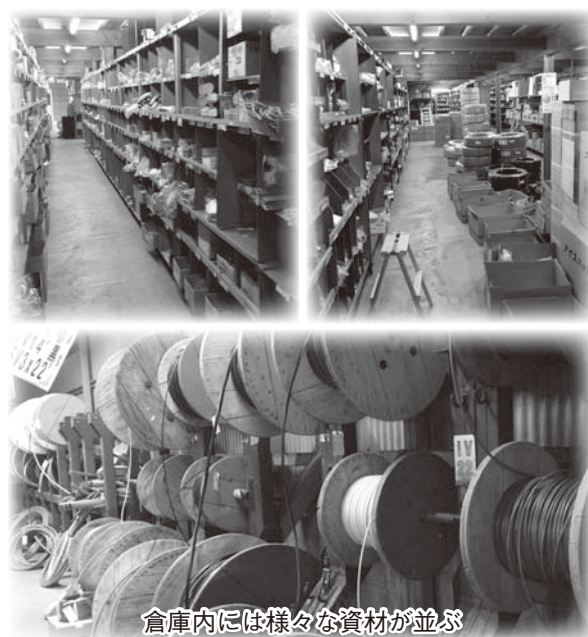
ききて 今後の展望について教えてください。

社長 弊社は、卸し流通の会社です。工事店、小売店様がお客様で、メーカーが仕入れ先という中間に位置します。ですから、自社からの需要喚起が難しい業態であると感じています。また、昨今のインターネットの普及や、流通の発達も卸売業者にとっては逆風となりかねません。その中で、「電設資材を買うなら高山電材」と思っていたいただくためには、何が必要か。私は、高山電材の基本として「信頼」「スピード」「人間力」の3つが鍵であると考えています。

まず、「信頼」これは、あとの「スピード」「人間力」のうえに成り立つことでもあります。当社の基本は【営業】であり、【営業】とは、=【信頼】を得る事、であると考えています。そのため、営業以外の部署にあっても「営業」の気持ちで臨んでいきたいと考えています。

次に、「スピード」です。もちろん、商品、見積、問い合わせへの迅速な対応という意味ですが、これには、情報収集のスピードも含まれています。

ユーザー様の多種多様なニーズにお応えする



ためにメーカー様、工事店様、小売店様も日夜ご努力されています。その間にある我々卸売業への要望は、どこよりも早く、的確にニーズを把握し、誰よりも早く適切なお提案ができる様、つねにアンテナを張り、早く正確な情報を収集することと思います。

また、近年は変化が激しく社内体制も変化していかなければなりません。環境の変化、ニーズの変化・多様化にスピード感をもって対応する会社でありたいと考えています。

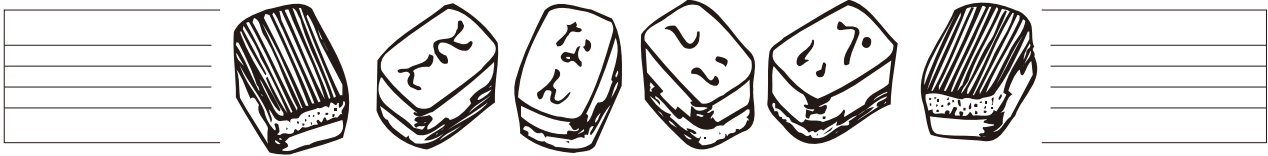
最後に「人間力」です。弊社は、お客様と、また、メーカーと直接お話しする仕事です。そこには、商売を超えた人付き合いが生まれてきます。地元密着企業として、2、3代にわたる繋がりもございます。相手の立場になって考え、親身に応える事。これが大切と考えます。その為には、何事も常に学ぶ姿勢を持つことが大事だと考えています。

ききて 時代の流れを読み、企業として変化することを恐れない姿勢に感銘を受けました。

これからの高山電材株式会社様のご活躍を楽しみにしております。

本日は、お忙しい中、お時間をいただき、ありがとうございました。

(ききて、かきて 長瀬・高橋)



高山支部 地域初！『泣きずもう 飛騨高山場所』が開催されます！

来る6月14日(日)に『泣きずもう 飛騨高山場所』が飛騨護国神社にて開催されます。

飛騨のお守りとして人気のある『さるぼぼ』の衣装を着た赤ちゃんが、親御さんに抱かれて土俵に上がり、泣きたず早さや声の大きさなどを競います。力士との写真撮影なども予定しています。

赤ちゃんの泣き声には厄払いの意味もあると言われ、泣きずもうは赤ちゃんの健やかな成長と地域の発展を願って行われる行事として各地で行われています。しかし中部地方では定期的に行われているところはこれまでありませんでした。この泣きずもうを地域のイベントとして定着させることにより、さらに多くの方々に飛騨高山へ来ていただけるようになることを望んでいます。

当日、会場ではバザーなども行われますので、ご家族おそろいでご来場ください。

●ホームページ…<http://nakizumou.hida-ch.com/>

(出場される赤ちゃんの新規申込み受付は終了しています。)



(住記)

金山支部 ～ギフチョウの里～ ひだ金山清流マラソン 開催

3月8日(日)快晴のもと、下呂市などの主催により「第39回～ギフチョウの里～ひだ金山清流マラソン」が開催されました。当日は、下呂市内を中心に県内外から約650名の市民ランナーや小中高生などが参加。金山町リバーサイドスタジアムを発着点に、清流馬瀬川沿いに設けられたハーフ、5キロ、2キロの3コースで健脚を競い爽やかな汗を流しました。毎年参加の常連ランナーも多く、レースに先立って行われた開会式では、今年は連続出場30回1名、20回2名、10回2名に市長より表彰状が授与されました。



このマラソンは、特に市外からの参加者に対して下呂市の魅力をPRする絶好の機会でもあります。毎年参加のランナーがみえる一方で参加人数は減少傾向にあります。課題も多いですが、往時の盛況を取り戻して大勢の市民ランナーに長く愛される大会にするために、今後様々な検討が必要と思われます。

(矢島記)

神岡支部 北陸新幹線開業記念!! 「飛越弁当」の販売開始

北陸新幹線開業に合わせ、駅弁「飛越弁当 神通峡」の販売が開始されました。同駅弁は飛越交流の一環として、神岡商工会議所と有名駅弁「ますのすし」製造元の源(富山市)が発想から完成までにおよそ1年を費やし、共同で開発してきたものです。

弁当には神岡、富山両地区の特産品が使用されています。神岡からは飛驒の伝統的郷土料理である「朴葉みそ」。この「朴葉みそ」には、船津醤油(株)の味噌や(資)古田豆腐店の「こもとうふ」など地元、神岡の厳選食材が使用されています。更



に富山からは富山

湾の朝獲れ紅ズワイガニ、ますのすし源の「ます寿司」「ブリ寿司」と、海の幸・山の幸を同時に一つの弁当で味わうことができる、大変贅沢な逸品に仕上がりました。

食材選びから調理に至るまでのすべての工程に、(株)源の職人のこだわりが凝縮された駅弁、「飛越弁当 神通峡」は新幹線富山駅・新高岡駅・源ますのすしミュージアムで1個1,400円(税込)で好評販売中です。富山へお出かけの際はぜひ一度ご賞味ください。
(追分 記)



上宝支部 地熱発電勉強会や小水力発電調査!

東京電力の福島原発事故をうけて、再生可能エネルギーへのシフトが求められる中、奥飛驒温泉郷では、源泉所有者協同組合の主催による3回の勉強会が実施されました。

今年度最後の会では、信州大学原山智教授による『飛驒山脈の成り立ちとジオパークとしての魅力』と題した講演に引き続き、日本地熱協会運営委員長の安達正敏氏による『奥飛驒温泉集中管理と地熱発電および、観光・健康・食の特色を活かす地域活性化の提案』が総括としてなされました。また、これとは別に再生エネルギー分野でのベンチャー企業(株)洗陽電気による水力開発調査の提案もなされています。奥飛驒温泉郷地内に10か所程度の小水力発電候補地があり、その総出力は4,000キロワットと一般家庭の1,000軒に相当するというものです。

原発の廃炉が発表された最近! 再生可能エネルギーへの強力な取り組みが喫緊の課題です!
(中田 記)



県下法人会運営研究会

平成27年2月4日 於 岐阜グランドホテル

第35回岐阜県下法人会運営研究会が、名古屋国税局課税第二部長 栗原克文氏、法人課税課長 中川政晴氏をはじめ多数の来賓を迎え、会員を含め150名で開催された。(飛驒法人会からは8名が出席)

研究発表は3単位会、それぞれの単位会の現状、今後の方向性などについて研究、発表があった。

- 一般社団法人 大垣法人会 「会員増強活動と組織(支部活動)の充実」
- 一般社団法人 中濃法人会 「公益事業について考える」
- 一般社団法人 中津川法人会 「一般社団法人認可後の
中津川法人会の進むべき方向性を考える」

研究発表後には、来賓の名古屋国税局課税第二部長 栗原克文氏による「経済・社会の変化と税」を演題とした講演会、参加者全員による懇談会を行い成功裏に幕を閉じた。



研究発表の様子



栗原 克文 氏の講演

東海法人会連合会大会

平成27年3月6日 於 岐阜グランドホテル



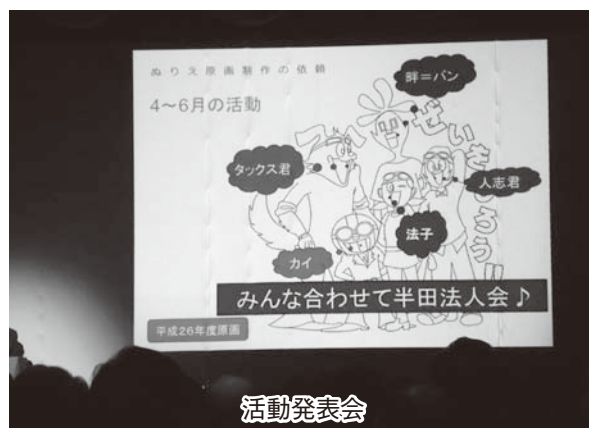
第69回大会が岐阜県連の主管で開催された。

来賓 名古屋国税局長 村中 健一氏
岐阜県総務部長 高木 敏彦氏
はじめ24名

会 員 東海4県から347名が参加

国歌斉唱に続き、主催者、来賓の挨拶後、「より徹底した行・財政改革の断行を求めるとともに、希望の持てる日本の将来に向けて、税制を中心とした政策を厳しくチェックし、時にはタイムリーにバックアップしながら、活力ある社会を築いていくための活動を続けていかなければならない。」との大会宣言が行われた。活動研究発表は3法人会。

- 一般社団法人 半田法人会 「幅広く、地域に密着した法人会活動」
～知多半島5市5町にわたる唯一の団体として～
- 公益社団法人 豊田法人会 「魅力ある豊田法人会を目指して」
～地域に密着した社会貢献活動
そして特色ある税務研修会～
- 公益社団法人 鈴鹿法人会 「開かれた鈴鹿法人会をめざして！」
～租税教室を通じて未来の子供たちへ～



青年部会・女性部会だより

第28回 法人会全国青年の集い「秋田大会」

平成26年11月21日(金) 於 秋田県民会館

記念講演 「リーダーはいかにあるべきか」～ユタカナ国・美しき心をつなぐために～
講師 橋本 五郎 氏(読売新聞特別編集委員)

今回の秋田大会には高山支部・神岡支部・上宝支部から9名の青年部会員の参加があり、全国の租税教室の状況等を見て刺激を受け帰ってきました。また(一社)中津川法人会は租税教育の発表で優秀賞を受賞しました。

租税教室特集

平成26年度は、法人会全支部の青年部会、女性部会で小学校12校18クラス、中学校5校7クラス合計688名の児童、生徒に、租税教室を行いました。

講師は23名。

今年は中学校が5校になり受験を控えた3年生への授業には、緊張感がありました。

授業の最後の時間の質問コーナーも大変高度な質問が来て、講師もタジタジになる一面も…来年度は税金以外の社会情勢についてもしっかりと学んでいかななくては…そんなことを思った中学生の租税教室でした。



中山中学校 古里講師



北陵中学校 和仁講師

平成27年度開催校

飛驒市立古川西小学校	58名(古川支部)
下呂市立宮田小学校	10名(萩原支部)
高山市立久々野小学校	32名(高山南支部)
高山市立江名子小学校	38名(高山支部)
下呂市立金山小学校	14名(金山支部)
下呂市立尾崎小学校	17名(小坂支部)
下呂市立下呂小学校	62名(下呂支部)
高山市立北稜中学校	24名(上宝支部)
高山市立松倉中学校	70名(高山支部)

下呂市立馬瀬小学校	7名(萩原支部)
下呂市立馬瀬中学校	14名(萩原支部)
下呂市立小坂小学校	22名(小坂支部)
高山市立本郷小学校	17名(上宝支部)
高山市北小学校	134名(高山支部・女性部会)
飛驒市立神岡小学校	52名(神岡支部)
飛驒市立神岡中学校	78名(神岡支部)
高山市立中山中学校	39名(高山支部)

全法連主催「税に関する絵はがきコンクール」の作品も租税教室の開催と同時に募集し10校から281枚の応募がありました。

優秀賞の作品は以下の方々です。

	学 校 名	氏 名
女性部会長賞(県へ進達)	高山市立久々野小学校	マツ 松 モリ 森 ミ 美 サト 聖
高山 税 務 署 長 賞	高山市立本郷小学校	アリ 有 サカ 坂 タク 卓
飛 騨 法 人 会 長 賞	高山市立本郷小学校	オキ 沖 ノ 野 カ 夏 ナ 菜
副 部 会 長 賞	高山市立江名子小学校	ナカ 中 ダ 田 ミ 美 ウ 羽
優 秀 賞	高山市立北小学校	辻 垣 内 柚 乃
	下呂市立馬瀬小学校	二 村 俊 輔
	下呂市立宮田小学校	今 井 ま ゆ
	下呂市立小坂小学校	藤 村 陸
	下呂市立尾崎小学校	細 江 梨 花
	下呂市立下呂小学校	早 川 彩 乃
	飛騨市立神岡小学校	谷 村 芽 依

学 校 名	応募点数
高山市立久々野小学校	30
高山市立江名子小学校	36
高山市立本郷小学校	14
高山市立北小学校	57
下呂市立馬瀬小学校	7
下呂市立宮田小学校	10
下呂市立小坂小学校	22
下呂市立尾崎小学校	15
下呂市立下呂小学校	58
飛騨市立神岡小学校	32
10 校	281



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。
だからこそ安心も色々必要です。
重責を担う経営者を守る、
※
幅広い保障を
ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

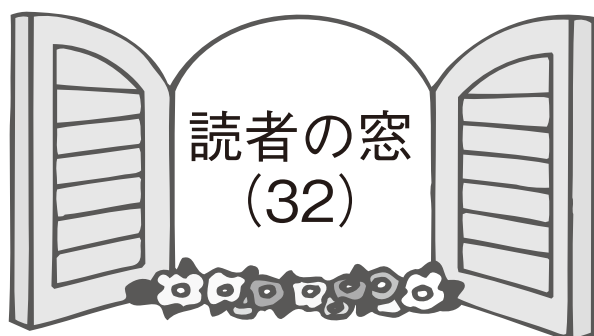
法人会会員のみなさまに
**経営者
大型総合保障制度**
企業保障プラン **総合型V**
(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

DAIDO 大同生命
岐阜支社/岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIU AIU保険会社
岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16 (大同生命広瀬ビル7F)
TEL 058-262-4771

- ◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-25-1012(平成26年3月11日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

消費税について

高山市 40代 男性

消費税(付加価値税と言っているところもあります)は、フランスで1954年に初めて導入され、日本では1989年からスタートしました。今では世界140以上の国・地域で採用されています。

日本の税率は8%ですが、これは世界各国の中で最も低い税率です。お隣の韓国は10%、イギリスは20%、福祉が充実しているスウェーデンでは25%となっています。

消費税は、国民に広く公平に税の負担を求めるものです。一部の世代に負担が偏らず、景気変動の影響も受けにくいと、安定して税収を確保することができます。

少子高齢化が進む今、より豊かでくらしやすい社会を実現するためにも、税金のあり方について一人ひとりが考えて行かなければなりません。

消費税が上がると、消費需要が低迷するといいますが、必要な物はどうしても購入しなくてはなりません。消費税が上がるにつれ、お客様にとっては「内税表示」が喜ばれるのか、はたまた「外税表示」の方が喜ばれるのかと熟慮します。お客様にご意見をお聞きしますと、当然の如く「内税表示」の方が多く、なおかつ値上げはしないという結果となりました。

販売店側からすると、外税のほうがいいような気がするんですが、販売店によっても区々ですね。

これがまた、低減税率などが導入されますと、消費者にとっては良い点もありますが、店側としては複雑な気持ちですね。

納税は老後のための生活保険

飛驒市 50代

奈良時代から平安時代にかけて、2万人から8万人の飛驒人が(諸説ありますが)納税の代わりに都の建設に携わったといわれています。その技が、飛驒の匠として受けつがれ、現在の飛驒の大工さんに引き継がれています。

現在の私たちは幸いに納税の代わりに労役として働くことはありませんが、国民である以上納税をする責務があります。現在私は年金受給の身ではありますが、健康に恵まれ、酒とたばこが無二の友であり、たばこ税も酒税も納めさせていただけることに感謝しています。

若い時から法人会活動をさせていただいたおかげで、税の大切さ、税金の重要性を感じさせていただいていますし、昔から“げげの国”と言われた飛驒にあって、労役ではなく(納税額は少ないですが)納税という形で国や地域のために多少なりとも貢献できることに感謝しています。

事務局だより

第3回定時総会の日程が決定いたしました。後日おはがきにて改めてご案内いたしますが、たくさんの方のご参加をお待ちしております。

なお、議事の計算書類の提供はホームページを通じて提供します。

第3回 (公社)飛驒法人会定時総会

と き 平成27年6月8日(月)
午後4時から

ところ 高山グリーンホテル



昨年の総会の様子

編集後記

■ 新入社員の姿がまばゆいこの頃です。雪も解け春爛漫となりましたが、今年の大雪による多大な倒木の伐採や屋根の補修など厳しい現実が待っています。

■ 法人税率の引下げ(案)の記事があります。税務署からのお知らせ欄のご一読を…。

■ 税務署長 包原智幸さんの、「感謝！感謝！」に小中高校

に対する租税教室開催割合が平成26年度100%を達成することができたとあります。今後も続けていくべきでしょう。包原さんには今後ともご支援・ご鞭撻をお願いします。

■ 女性部会による、今年の全法連主催「税に関する絵はがきコンクール」は、10校から281枚の応募があり、優秀賞は11枚でした。

■ 6月14日に「泣きずもう飛驒高山場所」が開催されます。また、新緑の「飛驒川公園」にも家族そろって行ってみたいものです。

(MN)

平成27年4月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄	矢島俊彦	説田三郎	青木秀幸	新井 雅	松下松寿
村坂壽紀	追分英輔	中田昭彦	住 宏夫	高橋厚生	長瀬栄二郎
北村教子	山下和子	松井多美子			

消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^{※1}が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※2}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※2}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告・納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない平均額といえます。



法人会